

# 半田市栄誉賞内規

## (趣 旨)

第1条 この内規は、半田市民又は半田市に縁の深い個人若しくは団体で、国内又は国際的に極めて優れた功績を残し、広く市民から賞賛されるに至った者に対して、この賞を贈って、その功績をたたえ顕彰することについて、必要な事項を定める。

## (表 彰 者)

第2条 表彰は市長が行うものとする。

## (表彰の方法)

第3条 表彰は、賞状及び記念金品を授与して行う。

## (表彰の時期)

第4条 表彰は、随時行う。

## (委 任)

第5条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この内規は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。